

令和3年度中山間地域等直接支払制度実施状況

1. 制度の概要

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して交付金を交付し、農地の多面的機能の維持・増進及び営農活動の主体的な取組みの推進を目的としています。

2. 交付金の交付条件

- (1) 半島振興法等8つの法律で指定した地域
- (2) 農業振興地域内の農用地区域内の一団の農用地（1ha以上）
- (3) 農家相互の集落協定を締結し、5年以上の営農の継続が確実な農業者

3. 交付単価

(交付単価は10aあたり)

地目	区分	基礎単価 (円)	体制整備単価 (円)
田	急傾斜（傾斜度 1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（傾斜度 1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（傾斜度 15°以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（傾斜度 8°以上）	2,800	3,500

4. 実施面積及び交付実績

集落名	多面的機能 支払交付金	参加 農家数	協定農用地面積							超急傾斜 保全管理 加算	交付金額		
			戸	田				畑				円	円
				m ²	m ²	急傾斜 m ²	緩傾斜 m ²	m ²	急傾斜 m ²				
畑		49	264,157	92,695	61,056	31,639	171,462	120,184	51,278	0	3,096,877		
門前	○	36	399,727	96,211	9,876	86,335	303,516	243,682	59,834	0	3,909,838		
里（寺田）		16	42,319	37,407	10,996	26,411	4,912	4,470	442	0	495,156		
里（真谷）		6	24,650	6,459	3,198	3,261	18,191	18,191	0	0	302,442		
吹井		21	127,752	68,002	37,466	30,536	59,750	41,427	18,323	0	1,571,614		
大引		12	26,183	21,563	8,707	12,856	4,620	2,233	2,387	0	319,728		
衣奈（川代）		24	128,659	25,492	25,492	0	103,167	85,916	17,251	336,372	1,899,872		
衣奈（上出）		36	185,308	106,676	78,544	28,132	78,632	50,027	28,605	0	2,549,907		
小引	○	19	71,217	26,298	14,048	12,250	44,919	42,738	2,181	0	892,128		
三尾川		22	427,648	0	0	0	427,648	382,272	45,376	1,793,346	6,154,058		
計		267	1,697,620	480,803	249,383	231,420	1,216,817	991,140	225,677	2,129,718	21,191,620		

5. 活動内容

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・農業生産活動等

例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）等

- ・多面的機能を増進する活動

例：周辺森林の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護等

集落名	畑	門前	里 (寺田)	里 (真谷)	吹井	大引	衣奈 (上出)	衣奈 (川代)	小引	三尾川
該当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

A要件・B要件・C要件の中から1つを実施

A要件…農業生産性の向上

以下の項目から、2点以上を選択して実施

①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業 ③生産条件の改良 ④担い手への農地集積 ⑤担い手への農作業の委託

B要件…女性・若者等の参画を得た取組

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施

○新規就農者による営農 ○農産物の加工・販売 ○消費・出資の呼び込み

C要件…集団的かつ持続可能な体制整備

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築

集落名	畑	門前	里 (寺田)	里 (真谷)	吹井	大引	衣奈 (上出)	衣奈 (川代)	小引	三尾川
該当	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—
実施要件			C						B	